

## 福祉文教常任委員会協議会会議録

1 開会日	平成26年12月3日 午前 9時30分 開会 午前11時56分 閉会
2 場 所	第1委員会室
3 出席委員	高橋富美子委員長 片野哲生副委員長 坂田よう子委員 清水弘子委員 奥津勝子委員（議長） （土橋秀雄委員・竹内恵美子委員欠席）
4 傍聴議員	高橋英俊議員 二宮加寿子議員 渡辺順子議員 関威國議員 鈴木京子議員
5 説明員	中崎町長 栗原副町長 藤家教育長 相田教育部長 瀬戸子育て支援課長 齋藤副課長兼保育園・幼稚園係長 柳田副主幹兼子育て支援係長
6 職務のため出席した職員	局長 飯田 隆 書記 波多野昭雄
7 協議等の事項	<p>(1) 子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おいそ～（素案）及びパブリックコメントの実施について</p> <p>(2) 国府学童保育クラブの法人委託について</p> <p>(3) 小規模保育事業の実施について</p> <p>(4) その他</p>
8 その他	一般傍聴 なし

(1) 子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～（素案）及びパブリックコメントの実施について

子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町！おおいそ～（素案）及びパブリックコメントの実施について、担当課（子育て支援課）から説明があった。説明概要は次のとおりである。

子ども・子育て支援事業計画の策定は、子ども・子育て支援法の規定により市町村に義務づけされている。大磯町では、平成 25 年度に学識経験者や町民で構成する大磯町子ども・子育て会議を設置し、会議で検討、子ども・子育てに関するアンケート調査の実施、卓話集会などでのニーズの把握を行った。平成 26 年度は引き続き子ども・子育て会議で検討や庁内の関係課と調整を行い、計画の素案がまとまった。

計画策定の経緯は、国では平成 6 年に少子化の進行や女性の社会進出などの変化に対応するエンゼルプランを策定し、この時点の合計特殊出生率が 1.5 人であった。平成 11 年には新エンゼルプラン、平成 14 年には少子化対策プラスワンを策定したが、合計特殊出生率は下がる一方であった。少子化に対する施策を総合的に推進するため、平成 15 年には次世代育成支援対策推進法が制定され、地方自治体と事業主に対して行動計画の策定が義務づけられた。これにより町では、平成 17 年に次世代の前期の計画、平成 22 年には次世代の後期の計画を策定し、子育ての支援施策を進めている。合計特殊出生率は、平成 17 年 1.26 が一番最低で平成 22 年 1.39、平成 24 年 1.41 で微増している。

平成 24 年 8 月には、認定子ども園の普及や待機児童の解消、多様な子育て支援サービスの拡充を目指す子ども・子育て関連 3 法が成立し、子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けされた。

合計特殊出生率の平成 20 年から平成 24 年の推移は、大磯町の数値は国・県の数値を下回っている。

現行計画と子ども・子育て計画の比較で、次世代の計画は次世代育成支援対策推進法で地方公共団体と事業主に、行動計画の策定が義務づけられている。平成 17 年から 10 年間の時限立法であったが、まだ少子化が進んでいる現状などで、さらに 10 年の延長が決定された。地方公共団体の行動計画は、子ども・子育て支援法による事業計画の策定が義務付けされたので、任意化された。

子ども・子育ての計画は子ども・子育て支援法で、地方公共団体に 5 年を 1 期とした幼児期の学校教育、保育、地域子育て支援などの需給計画の策定が義務付けられている。計画の策定にあたり、次世代法の行動計画を評価点検して行う。

次世代の計画の記載事項のア地域における子育て支援は、子ども・子育て事業計画では①教育・保育提供区域から⑤産休・育休明けの希望する時期の円滑に各施設・事業が利用できるための保護者への情報提供と事業の整備に、イ保護を要する子どもの養育環境の整備は、⑥専門的知識・技術を要する支援に、ウ職業生活と家庭生活の両立の推進は、⑦ワークライフ・バランスの推進のための関連施策に、エ母性並びに乳児及び幼児などの健康の確保及び増進からキその他次世代育成支援対策の実施に関する事項は、除外になっている。

計画の対象範囲のイメージは、子ども・子育て支援事業計画と比べて次世代育成支援地域行動計画は幅広い内容が網羅されている。新しい計画を策定するに当たり、今までの2つの法律や法令に定められている記載事項を比較した。次世代法は、地方公共団体や事業主に対して行動計画策定を求め、10年間集中的・計画的な取り組みを進める時限立法で、子ども・子育て支援法は、消費税の財源投入を前提に、子ども・子育て支援の充実を図る恒久法である。また、市町村行動計画の策定に当たり、子ども・子育て支援法に基づく計画と一体的に策定することが可能で、それらの理由により、大磯町では「子ども・子育て支援事業計画」は、「大磯町次世代育成支援地域行動計画」を引き継ぐ一体的な計画としてまとめるということで、素案を作った。

次世代の計画で載っていたエからキの事項は、町独自の任意事項として計画の中に記載するというので素案を作った。新しい計画で記載する具体的な施策や事業は、次世代の計画で進行している施策事業の内容を引き継ぐ。現在、大磯町次世代育成支援地域行動計画では、127事業を進行管理している。新たに計画を策定するに当たり、所管課等と整理した上で策定を行い、個別事業(施策)の目的や目標年度を明確にし、情勢の変化に対応するため毎年ローリングを行う。

次世代育成支援地域行動計画の基本理念は「子どもたちの、未来をひらくまち、おおいそ」、基本方針は「安心して子どもを産み、育てられる子育て環境づくりの促進」など3点ある。今回新たな計画を策定するに当たり、昨年度ニーズ調査からどのような課題が見えるか分析した。アンケート調査から、まず1点目、母親の就労希望の増加や保育需要の高まりは、就労ニーズに応じた幼稚園や保育園の施設整備が課題であり、安心して子どもを産み育てられる子育て環境づくりが必要である。2点目、親族や友人などに頼れない人への支援、相談体制の整備、父親の育児参加促進は、公的支援の必要性、専門の相談体制の強化が課題であり、家庭・地域・行政が連携し、子どもを育てていく体制づくりである。子育て支援拠点の充実、病児・病後児保育施設の整備、預かり保育等充実は、様々なサービスの提供が課題であり、多様な保育サービスなど、子育て支援機能の充実を進めていく必要がある。新計画策定に当たり実施したニーズ調査の結果から分析した課題、その問題を解決するための策を3点挙げたが、現計画の策定時からその解決を図ってきた課題であり、それらは現在もまだ改善されたという段階まで至っておらず、引き続き町として取り組む課題と捉えている。

(仮称)大磯町子ども・子育て支援事業計画は、大磯町次世代育成支援地域行動計画の理念・方針を継承する。

新たな計画は、子ども・子育て支援法に基づく「子ども・子育て支援事業計画」の位置づけと同時に、次世代育成支援対策推進法に基づく市町村の行動計画としても新たな計画に位置づけ、大磯町の子育て支援全体を総合的に推進する計画になる。計画の名称を「大磯町子ども笑顔かがやきプラン～子育てで選ばれる町!おおいそ～」として素案を策定した。

別冊素案の新計画は、全8章で構成する。1章の計画策定の趣旨は、現計画(次世代)を引き継ぐ計画で、大磯町総合計画の子育て支援に関する部分の部門別計画としても位置づけている。

町の関連する個別計画（健康増進計画など）とは、調和を図っていく形で新たな計画として策定している。

第2章大磯町の現状、第3章大磯町の子育てを取り巻く現状と課題は、統計資料やアンケート調査の結果の内容をまとめている。

第4章計画の基本的な考え方で計画策定背景となっている課題は、就労希望の増加、親族等に頼れない保護者の存在、より専門的な相談の必要性、子育てサービスの多様化である。その対策は、次世代の計画策定時から取り組みを進めているが、現在もなお改善されたとと言える段階まで至っておらず、今後も公的支援の拡大、相談体制の強化、保育園・幼稚園の整備は引き続き取り組むべき課題である。

国の示している基本指針における基本理念と、町の次世代の計画における基本理念は基本的には合致しており、新計画でも次世代からの基本理念「子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ」、また、基本方針の3点を引き継ぎ、新しい計画もこの考え方に基づき策定した。

第4章の内容は、基本理念「子どもたちの、未来をひらくまち、おいそ」で、3つの基本方針にそれぞれ2つずつ基本目標を設定した。1つ目の基本方針に「子どもたちの生きる力を育む環境づくり」「子どもの心豊かな成長を育む環境づくり」、2つ目の基本方針に「子育て家庭にとって安全で安心なまちづくり」「地域が支える子育て環境づくり」、3つ目に「子育てと仕事の両立」「心配りが必要な子どもたちへの支援」の6つの基本目標を設定した。

目標を達成するための具体的な施策として、26の施策を計画に位置づけ、各課が進めていく89事業を設定している。

第5章に事業の内容や目標値を掲載し、進行管理を今後行っていく。次世代の計画から引き続き継続して実施していくものも多くあるが、子ども・子育て支援新制度の目的の、質の高い幼児期の学校教育、保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、地域の子ども・子育て支援の充実は特に力を入れていく必要があり、事業を拡充していく方向で事業を位置づけている。

産休や育休明けの方に対する幼稚園や保育園など各施設の利用情報、ひとり親家庭や障害児に対する支援、児童虐待防止体制の充実は、子ども・子育て支援事業計画上は任意の掲載事項であるが、大磯町の計画では任意項目も新しい計画の中に入れて、力を入れて進めることで素案を作成した。

第6章は、子ども・子育て支援新制度の推進で、新制度の説明となっている。

第7章は、量の見込みと確保方策で、幼稚園・保育園施設などがどれくらい必要で、その必要数をどのように確保していくのかという点と、地域における子育て支援サービスの必要量と確保方策を記載する。施設の整備やサービスの提供は、昨年度のニーズ調査、その数値や確保方策を子ども・子育て会議で検討し、その内容を掲載した。

第8章計画の進行管理は、本計画をより実効性のあるものとして推進していくため、毎年進行管理を行い、しっかりと計画を進めていく体制を整える。

パブリックコメントの実施は、説明した計画の素案について、広く町民の方の意見を募集するため、平成26年12月8日から平成27年1月7日まで1ヶ月間を予定し

ている。いただいた意見は、計画策定の参考とし、最終的にこの素案の案を取って、計画をまとめる。

### ◎主な質疑

問. パブリックコメントは素案を出すのか。

答. 素案という形で意見をいただく。

問. 合計特殊出生率の推移があるが、大磯町の場合は出生率を見ていくことが大事と思うがどうか。

答. 出生率は分母の数で動きがあるので、出生数が大幅に下がっていない状態なので、子どもが減らないような形を維持し推進する。

問. 子ども・子育て支援事業の整備量の算定で、「本町の地域特性の整合性等を検証しながら一部補正を行いました。」とあるが、どういう意味か。

答. 基本的にこの計画に載せるニーズ量と確保方策は、国のアンケート調査の量の見込みの計算方法の国算出手引きがある。出した数字が大磯町の現在の数字と合っているかということ、乖離が出てしまう状態がある。余りにも乖離がある場合、子ども・子育て会議の委員の意見と町の考え方を示し、一部補正を行っている。

問. 第7章の量の見込みと確保方策で、第1号、第2号、第3号についての内容は。幼稚園は1園私立3園公立、保育園は1園公立1園私立であるが、今後どのように変化していくのか。

答. 1号認定は幼稚園を使う方3歳から5歳の児童数で、平成27年度517人、平成31年度471人で人数が減っていく状態である。公立幼稚園と私立幼稚園の定員数で、人数をカバーできる状態である。施設の見込み量と比較すると余ってしまう。

2号、3号の保育園を使いたい児童数は増えていて、保育園は足りない、幼稚園は余っていく傾向で、総合的に考え公立のあり方を一緒に考える段階にきている。

1号の確保方策は、平成27年度は現行体制の幼稚園（公立3園、私立1園）でスタートするが、28年には新設で認定こども園が1園私立で開園する予定である。平成30年には保育園の見込みが多いことから、公立1園を統廃合していくことで、幼稚園の数を調整していくことの確保方策を検討している。

2号認定は保育園を使う3歳から5歳の見込み数で、平成27年度167人、平成31年度152人である。町の考える確保方策は、平成27年度スタート時は認可保育園として公立1園、私立1園とし、徐々に児童数が減少することを踏まえ、公立幼稚園のあり方を検討し、公立幼稚園1園を統廃合する。1園を統廃合して、もう1園を保育所又は認定こども園に移行するため、私立を誘致する形で平成31年新設認可保育所私立1園と確保方策に記載した。

平成31年度に私立1園を誘致できないか確保方策を考えたが、公立の保育所は規模の縮小を考えて、確保方策の数を調整している。

3号認定は保育所の0歳から2歳の見込み数で、平成27年度139人、平成31

年度 122 人である。平成 27 年度は公立 1 園、私立 1 園、新設で小規模保育事業 A 型で 1 事業所である。平成 28 年度には認定こども園が私立で新設され、保護者の就労状況の変化にも対応しやすい施設になる。

児童数が減少していくことを踏まえ、幼稚園の在り方を検討し、公立幼稚園を統廃合する中で、1 園を保育所又は認定こども園に移行を考えている。公立保育所は規模の縮小で人数を確保していく。最終年度平成 31 年度量の見込み 122 人に対し、町の確保している数値は 143 人で量の見込みが落ちていくが、計画を推進することで、児童数を確保したい。

問. 計画がきっちりと推進出来ると考えているか。

答. 第 8 章で計画の進行管理をまとめている。子ども・子育て会議も引き続き継続し、委員の意見も聞きつつ、毎年ローリングをかけ計画を進める。

問. 病児保育や子育て短期支援のショートステイ、トワイライトステイはどうか。

答. 病児・病後児保育事業のニーズ量は年間利用者数 19 人で、民間の事業者に委託などなるべく早い段階で実施できるよう進めていく。子育て短期支援事業のトワイライトステイ事業のニーズ量もかなり少ないが、実施に向けて早い段階で進めていく。

問. 早くきちんと帰れるような欧米スタイルにしないと、子どもたちの健全育成が出来ないのではないか。早産などもあるので、妊婦をどのように考えているか。

答. 共働きの家庭に対する支援は、計画の中で仕事と生活の調和の実現で、男女共同参画の講演会などで周知している。事業への啓発活動も行っている。早産など母子保健関係は、母子保健計画を引き続き新しい計画に入れている。妊娠や出産に関する安全性や快適さへの確保、不妊への支援など計画の中に盛り込んでいる。

問. 子ども・子育て支援事業計画で、町で考えている特定の事項は何かあるか。

答. 例えば、子ども・子育て支援で、産休・育休明けの希望する時期に円滑に各事業施設が利用できるための保護者への情報提供と、事業の整備や専門知識・技術を要する支援である。児童虐待の項目は、次世代の計画では都道府県のみ行動計画に入れる内容であったが、次世代の計画にも入れてあり、新しい計画にも引き継いでいる。子育て全体を網羅する形で、子育てに関する事項はもれなく入れている。

問. 次世代育成支援地域行動計画の点検をしていくローリングは、子育て会議の中で毎年行っていくと理解していいのか。

答. 次世代の計画で 127 事業が位置づけられているが、それがどこまで実現されているかその内容をよく評価した上で、新しい子ども・子育ての計画を作る。次世代の計画では毎年各課で 127 事業の進行管理をしているので、新しい計画の第 5 章に各課が進めていく事業と位置づけている。各課で位置づけた事業は、毎年評価・点検を行う。

問. 評価・点検は、子ども・子育て会議があり、そのメンバーが今後 1 年ごとにやっていくのか。

答. 子ども・子育て会議メンバーには、町が取りまとめた進行管理一覧表を評価し

ていただきご意見を聞き、各課に意見を返していくように毎年進める。

問. 127 事業、新しい計画の 89 事業を毎年やっていくのか。

答. 127 事業は進行管理表としてまとめ、内容を見ていただくので、1 事業ずつしっかりした点検は難しい。今後新しい計画の 89 事業は、進行管理表にまとめ委員に見ていただき、ご意見を総体的にいただく。

問. 病児・病後児保育を早く進めていただきたいがどうか。

答. 病児・病後児保育事業など新しい事業の実施には、国の財源が不透明であるが、実施できるように進める。

問. 国の消費税問題があるが、予算の確保をどのように考えているのか。また、予算の優先率はどうか。

答. 既に予算が取れている事業、実行している事業は、引き続き進めていく。消費税の関係で予算措置される事業は、今後拡充を含めて予算確保ができれば、大きな事業を進める。

問. 大磯町としてやらなければいけないことが山積みしているが、日本一住みたい町をつくるための核の事業に、一般財源を導入するのか。5 年間の予算の優先率をここに持っていくのか。

答. 消費税の導入が延びたが、子育ての町ですので財政部局に一丸となって要求し、優先順位を高めていただくよう要望する。

問. 教育委員会の意見として、予算要望をしていきたいということだが、町の考え方はどうか。

答. 5 年間の計画は子育てで選ばれる町を目指して、政策的な分野を全て網羅している。財源の確保は、国費など選びながら選択していく。5 年間の計画の基礎部分は何らかの対応は全てやる。例えば、病後児保育ができる体制の環境の整備などである。

問. 合計特殊出生率とは何か。

答. 一人の女性が生涯に産む子どもの数である。平成 6 年の国のエンゼルプランでは 1.5、平成 17 年は一番低く 1.26 である。出生数は、年 200 人前後を保っている。新しい計画を進めるに当たり、出生率を少しずつでも増加傾向になるように、計画を進める。

問. 出産に適した年齢の女性の人口がある程度維持できれば、出生率は維持できるから、選んでいただける町、日本一住んでいただける町として、その年代の方たちをつくることか。

答. そのとおりである。町では、大磯町多世代まちづくり「近居」による新たなコミュニティの創出に向けた取り組みを進めている。人口減少の打破に向け、子育て世帯を呼び込むまちづくりを目指す。

問. 5 年間のかがやきプランの最終年度に、大磯町の幼稚園保育園等は、総計としてどうなっているのか。

答. 31 年度、幼稚園は公立 2 園私立 1 園で、保育園は、公立 1 園で定員等は若干減らしていく。私立は 2 園予定している。新制度で新たにできる施設は、認定こ

ども園が1園である。

問. 大磯町の幼・小・中の一貫教育が、子育て支援の核になって数十年の歴史がある。それを打ち破り新たな段階で子育て支援をいろいろと充実させると思うが、それを説明する中で、幼稚園について説明するのか。

答. 幼稚園の統廃合は、28年度から募集を停止することもあるので、翌年度対象地域の保護者に説明会等を行う。その他の保育園幼稚園の移動も、その都度保護者へ説明会等を行う。

問. 保育園の問題、今後の幼保教育のあり方の検討で幼稚園の統合が数年前に出ていた。その根拠から今回の国の方針も入ってきて、続いているという説明もしっかりしていただきたいがどうか。教育委員会が窓口かもしれないが、町全体でしっかりしていただきたいが。

答. 町民の皆さんが、子育てしやすいまちにするためにはどうしたらいいかを考え、町民の税金を効率的に活用し、教育委員、町長、副町長、議会議員に相談しながら、計画を進める。

問. 子育て支援事業は、中身の内容の充実性が一番大事と思うが、大磯だけしかない特色があるのか。特色を充実させないと、若い世代の大磯に住みたい者が出てこないのではないのか。

答. 全国的に子ども・子育て支援の計画を策定しているが、町独自の施策は難しい。町民のニーズに応えられるように、実際今お困りの内容を充実して網羅して、計画を策定している。

問. 国府幼稚園を民営化し、公立3園を2園にすることが出されたが、なぜここで国府幼稚園を民営化しなければいけないのか。平成28年度から募集を停止すると具体的なことがでてきて唐突すぎ、教育的な子どもたちの育ちの視点を欠いた民営化をどのように考えているのか。

答. 1園民営化は、教育委員会、町の考えを進めていこうということで、今回の計画に入れた。公立幼稚園を全て廃園でなく、残る2園で充足できる。小・中の連携も、大磯地区・国府地区それぞれ1園ずつ残るので、それを踏まえて進める。

問. 私立幼稚園との連携、交流があるかは厳しい。教育の質の問題で、大磯の子どもたちの本当にかがやく笑顔を保証するための内容になるのか。

答. 量の見込みでは、幼稚園のニーズが少なくなり定員が多くなり、幼稚園に行く人が少なくなる。保育園・こども園が必要という施策の計画になる。教育の観点では、今の計画の5年間の中では2園残る予定であるので、教育の指針は変えず一生懸命やっていく。小学校教育、中学校教育につながるよう、公立私立の連携を取る話し合いや連絡会を持つ。

問. 国府幼稚園の子ども数の推移は、28年度から減少していくのか。その根拠はあるのか。

答. 町全体の子ども数の人数をもとに考えている。国府幼稚園の願書の受付数は、若干少ない。



## (2) 国府学童保育クラブの法人委託について

国府学童保育クラブの法人委託について、担当課（子育て支援課）から説明があった。説明概要は次のとおりである。

法人事業者への委託背景は、平成24年12月国府学童保護者会が立ち上げた「保護者運営を考える会」より、学童保育の運営について法人への委託等の質問をいただき、平成25年3月に子育て支援課長名で今後の流れについて回答した。回答の内容は、平成25年度は町と保護者会で意見交換等を行い、法人委託に向けて調整を進め、平成26年度に具体的な委託先を募集し選定を行い、平成27年度より法人委託を開始する流れであり、この考え方にに基づき進めてきた。

平成26年3月に「国府学童保育クラブの運営に関する要望について」、平成26年6月に「国府学童保育クラブ運営団体選考に関する要望」を教育長に提出され、その都度保護者会とは話し合いを持って進めてきた。

町の動きは、要望書の優先順位の検討を保護者会に依頼した。また、「国府学童保育クラブの法人委託ガイドライン」を策定し、保護者会に示し調整を進めている。「国府学童保育クラブの法人委託ガイドライン」は、町の法人委託への基本ルールをまとめたもので、ガイドラインの目的や効力など、11項目を定めている。

運営事業者の募集にあたっては、今年度9月議会で制定した「大磯町放課後児童健全育成事業の整備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、基本的には現在の学童保育の運営を継承し、サービスの質を確保することとし、選考するために公募を行い、プロポーザル方式を導入する。

委託業務の内容は、現在の学童保育の現況を引き継ぐのが最低限の業務と考える。履行期間は、平成27年4月から3年間とし、3年間の委託料を担保する目的で、12月補正で3年間の債務負担行為を設定する。委託料は、現在の委託料と同様、県の補助基準相当額を考えている。

国府学童保育クラブの運営事業者選定までの流れは、12月議会で3年間の債務負担行為の補正を行い、事業者の募集を行う。事業者の募集期間は、約1ヶ月設定している。平成27年1月中旬に第1次審査として、書類選考を担当課で行い、その後選定委員会を設置して、第二次審査のプレゼンテーションを実施する。選定委員会のメンバーは、国府学童保育会の保護者は4名以内で11名のメンバーを考えている。平成27年1月末には、選考結果を町長に報告し、政策会議で最終決定する。議会及び教育委員会には、その後報告する。

企画提案書（プロポーザル）の内容は、(1)法人の理念や組織についてから(5)運営費積算調書についての5項目を提案書に記載し提出していただく。第二次審査でプレゼンテーションとヒアリングを行い、経営状況書や企画提案に対する評価を行い、採点する。

現在、募集要領や選考基準など最終調整を行っているので、12月補正予算が可決されたら、速やかにこの手順を進める。

### ◎主な質疑

問. 現在、大磯学童はどうなっているのか。

答. 平成 22 年度から大磯町社会福祉協議会に委託している。

問. 国府学童保育クラブの法人委託料が、債務負担行為で 1,260 万 9,000 円であるが、大磯学童の場合どのようなになっているのか。

答. 県の補助基準の積算単価に基づき、毎年随意契約で委託を行っている。

問. プロポーザル方式で企画提案したものを、1 年目からするとうまくいかないと思うがどうか。

答. 既に学童保育を運営している事業者に、手を挙げていただく。国府学童を運営している指導員をそのまま引き継ぐような形で、委託を進める。

問. 指導員を引き継がなければ、今回の選定はできないのか。

答. 国府学童の保護者会から引き継いでほしいとの希望があり、町もその内容で要項を作成しており、できるところの法人に手を挙げていただき選定する。

問. 国府学童の指導員はどんな方になっているか。

答. 指導員 8 人で常勤は 1 人、非常勤が 7 人の体制で、幼稚園教諭・保育園保育士の資格のある方を含めて運営している。

### (3) 小規模保育事業の実施について

小規模保育事業の実施について、担当課（子育て支援課）から説明があった。説明概要は次のとおりである。

横浜市に拠点を置く NPO 法人もあなキッズ自然楽校が実施し、定員 8 人の規模を予定している。法人と、許可に向けて設備や運営体制等の適合性等を調整している。定員構成は、0 歳児 2 人、1 歳児 2 人、2 歳児 4 人の合計 8 人である。保育室の状況は、0 から 1 歳児で 15.12 平米、全体では 28.44 平米で運営を行っていく。保育日・時間は、月曜日から土曜日までの午前 7 時 30 分から午後 7 時までである。事業の実施にあたり、法人において施設改修等が今後必要になり、町も待機児童対策として神奈川県の子ども交付金事業費補助金を活用した支援を行っていく。補助金は 12 月議会で補正予算を計上した。今後、子ども・子育て支援新制度における地域型保育給付の対象事業として、認可及び確認を行っていく。

### ◎主な質疑

問. 神奈川県の子ども交付金事業費補助金を使って、部屋を保育室等に改修するが、平成 27 年 4 月 1 日開始予定で、そこまでの金額が補正で出るのか。

答. 安心子ども交付金の補助金は、床の工事、トイレの幼児用の便器、棚とか細かい改修が必要であり、その改修費用と、1 月から 3 月までの賃貸に係る部分が補助対象である。

問. 定員構成が当初と変わったが、ここに入りたい年齢が変わり決めたのか。

答. 0 歳児の待機児童が現在いる状況で、協議した中で体制を整えていただくようにした。

問. 保育室の状況で、28.44 平米は法的に 0 歳児から 2 歳児までが合同で一緒に問題ないか。

答. 大磯町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例で、この事業は町の認可事業(小規模保育事業)になる。分園型に近い A 型の運営になるが、A 型の設備基準は国の基準に基づき条例で定めている。0・1 歳児は幼児一人当たり 3.3 平米以上、2 歳児は 1.98 平米以上の面積を確保し、特に間仕切り等が無くてもいい。

問. 町の家庭的保育事業の A 型の基準は、国の基準とほぼ同じ基準か。

答. 国の基準どおりである。

問. 保育室の状況で平米数の内容は。

答. 0・1 歳児は一人 3.3 平米以上の面積を確保していれば、許可基準に適合しているので、1 歳児 4 人を 0・1 歳児それぞれ 2 人ずつで認可をしていく。

(4) その他  
特になし。

その他委員会からの意見はなく、福祉文教常任委員会協議会を終了した。

---

---